

東農第1438号
令和7年11月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小椋正清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	黄和田 (黄和田町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月10日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

山間地域であり、圃場も小さく個別の農家で自己保全管理を行っている。一部地域特産である政所茶を栽培している。集落の人口も減少していく中、農地の維持も困難になっていくことが予想される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

山間地であり、面積が小さい圃場がほとんどのため、耕作放棄地の発生をできる限り防いでいくため、集落全体で農地の保全管理に努めていく。一部の茶畠では特産の政所茶の栽培を継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

離農者が出了した場合、集落全体で保全管理を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

権利設定を行う際は農地中間管理機構を活用していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

現在ある農道、水路の維持保全に努める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

集落外から新たに就農希望者があった場合、市、JA、県と連携し、定着に向けての支援に取り組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

予定なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦ 耕作放棄地を発生させないよう、農地の保全管理に取り組む。